

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)

小松 良正

- 一 序論
- 二 請求併合に関する規定
 - (一) 一九六三年のミシガン一般裁判所規則
 - (1) 請求の必要的併合
 - (2) 請求及び反訴の任意的併合
 - (3) クロス・クレーム
 - (4) 弁論の分離・一部判決
 - (5) ルール二〇三第一項に関する判例の動向(以上本号)
 - (6) 一九七八年の委員会の改正規則提案
- (二) 一九八五年のミシガン裁判所規則
- 三 当事者併合に関する規定
- 四 請求併合と当事者併合の関係
- 五 わが国の民訴理論への示唆

一 序論

アメリカの民事訴訟理論は、最近のわが国における民事訴訟理論に大きな影響を与えており、わが国においても、それらについての研究がますます盛んになりつつある。アメリカの民事訴訟における（判決効の関係での）請求の問題や、訴訟主体に関する問題もまたわが国において大きな関心の対象となっていることは、いさまでないであろう。

ところで、わが国の民事訴訟法は、訴えの客体的併合について任意的併合を規定し（民訴一二七条）、訴えの主体的併合については、通常共同訴訟（同五九条）と必要的共同訴訟（同六二条）を規定している。これに対して、アメリカのミシガン州における裁判所規則は、当事者の併合については、必要的併合と任意的併合を規定しているが、請求の併合についても、任意的併合（permissive joinder）の他にさらに必要な併合（compulsory joinder）という特色ある規定を有している。⁽¹⁾この特色ある規定を含んだ規則は、一九六三年に、ミシガン一般裁判所規則（Michigan General Court Rule: GCR）として施行され、適用されてきたが、一九八五年に、必要な改正を経て、新たにミシガン裁判所規則（Michigan Court Rule : MCR）として施行された。⁽²⁾

本稿は、ミシガン州における裁判所規則のうち、特に請求の必要的併合のルールについて、それがどのような趣旨で制定され、現実の裁判においてどのように適用されてきたのか、また、このルールは当事者併合のルールとどのような関連性を持つのかを考察することとする。また、この請求の必要な併合のルールは、請求併合や当事者併合についても考慮するにいたつた。

II ミシガン裁判所規則における請求併合の規定について

一九六三年にミシガン州最高裁判所により施行された規則は、ミシガン一般裁判所規則（Michigan General Court Rule）という名称を与えられ、民事訴訟手続はこの規則の適用をうけることになつた。しかし、その後の規則について必要な改正作業がすすめられ、一九八五年に、その規則は新たにミシガン裁判所規則（Michigan Court Rule）として施行されるにいたつた。

そこで、まず最初に一九六三年に施行されたミシガン一般裁判所規則は、請求の併合（請求の客体的併合）について、どのような規律をおこなつているかを、考察するにとする。

(1) ミシガン一般裁判所規則における請求併合に関する規定

ミシガン一般裁判所規則において請求併合に関する規律をしているのは、ルール一一〇三⁽³⁾であり、その第一項は請求の必要的併合を、第二項は請求及び反訴の任意的併合を、第三項は共同当事者に対するクロス・クレーム（共同訴訟人間請求）を、第四項は、弁論の分離を規定している。

⁽¹⁾ ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

一四二

(1) 請求の必要的併合

(i) ルール11〇三第一項

ルール11〇三第一項は、次のように定める。

〔請求 (Claims)〕

「訴え (complaint) は、訴答者が訴答送達の時点で相手方当事者に対して有するコモン・ロー又はエクライティ上のすべての請求がその訴訟の主題である取引または事件から生じ、かつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得出来ない第三当事者の出廷を必要としないときは、請求としてそれらすべての請求を陳述しなければならない。申立てまたは審理前協議において不適当な請求の併合または併合を必要とする請求を併合しない」とについて異議の申立てがなされないとときは、必要的併合のルールは放棄されるものとし、判決は現実に争われた請求以上のものを吸合 (merging) しないものとする。」

この規定は、固有の請求の客体的併合において、請求の必要的併合 (compulsory joinder) を定めるもので、他州にその例をみない独自の規定となっている。

この規定の前段は、原告が同一の事件から生じた被告に対する数個の請求を併合しなければならないことを定め、後段は、原告が併合することを必要とする請求を併合しない場合に、被告がこれについて異議を申し立てなかつたときも、必要的併合のルールが放棄され、併合されない請求に基づく後訴が認められることを定めている。このような

特色ある規定が設けられるに至った理由を探るため、この規則を起草した合同委員会の注釈を考察してみることにしたい。

(ii) 規則の立法趣旨 (合同委員会の注釈)

この規則を起草した、ミシガン州における訴訟法改正に関する合同委員会 (Joint Committee on Michigan Procedural Revision) は、この規定について次のような興味深い注釈をおこなっている。⁽⁵⁾

委員会の注釈によれば、まずこののような請求の併合を要求する規則は、当事者間のすべての権利を一つの手続で解決することができかつ解决すべき状況において、二重の訴訟を妨げようとする」とある。訴訟原因分割禁止原則 (rule against splitting a cause of action) の下で、原告は、現在、同一の取引または事件から生じた被告に対する全ての請求の併合を要求される。この原則は、ルール11〇三第一項に組み入れられたが、そのルールは、この要求を分割禁止原則としてではなく、併合のルールとして述べている。⁽⁶⁾

他方において、規則後段における必要的併合のルールの放棄の規定については次のような指摘がなされている。

ルール11〇三第一項の必要的併合の規定とその全てを包摂するという性質のもつ苛酷な点は、その後段「放棄の規定」、およびプリュライヤル・カンファランスにおける裁判官に、併合を必要とするすべての請求が併合されたか否かを審尋する」とを求めるルール11〇一の規定によって、賢明な方法で緩和されている。必要的併合の規定 (これは、訴訟原因分割禁止の原則として述べられることがある) の強制に関連した現在の手続の苛酷な点とは、それがマージャー (merger) あるいはレス・ジュディカータ (既判事項) の原則を通して、ほとんど常に事後的に強制され

⁽⁵⁾ シガソ裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

るという事実である。言い換えれば、現在、訴訟原因の全てが提起されたか否かの問題はその瑕疵を修正することのできた前訴ではほとんど申し立てられないものである。そのような異議の申立は、通常、分割またはマージャーを申し立てる別の訴訟においてなされる。このような手続の遅い段階では、当事者がいかに善意 (innocent) であろうとも、もはやその点を修正する方法はなく、当事者は残余の請求について争う機会を喪失するのである。⁽⁷⁾ と。すなわち、委員会は、放棄の規定が、プリトライアル・カンファランスの裁判官が必要的併合についての発問を行うものとするという要件と結び付いて、現在の分割禁止原則、またはマージャーというレス・ジュディカータの原則として知られているものの多くの苛酷な点を緩和することに貢献するであろうとの、興味深い指摘をおこなっている。現在の実務では、もある者が、訴訟原因 (cause of action) と呼ばれているもののすべてについて訴えを提起しないとすれば、彼は、その訴訟原因の残部について第一の訴えを提起しようとするまで、この事実を発見することができず、その時点では、彼は、分割禁止の原則あるいはマージャーの原則により訴訟を妨げられるであろう。その時点では、すでに遅過ぎて、彼は、その瑕疵を修正できないのである。そのような結果は、決して訴答者の誠実さ (good faith) に依存してはいない。⁽⁹⁾

拡大された併合の規定とともに、提案された規則にふくまれているこの重要な「不併合に対する異議申立とその放棄に関する」規定は、マージャー（遮断効）の範囲が、前訴において決定される方法を定めている。例えば、提案されたルールのもとで、原告が訴訟原因の一部だけについて訴訟を提起し、かつ被告がこれに対して異議を申し立てないか、あるいはプリトライアル・カンファランスにおいて質問を行わなかつたならば、現実に争われた訴訟原因のそい。⁽⁹⁾ ルール110[三]第一項は、必要的併合という広範囲なルールであり、当事者が同一の取引または事件から生じた全ての事項を一つの訴訟で解決することを要求するという理論に基づいている。しかしながら、それはまた、前訴においてどの事項が取引または事件から生じるかを決定する賢明な方法をも規定しており、もし、当事者が（原告は、全ての請求を争わず「すなわち、一部の請求のみを争い」、被告は異議を申し立てないことにより）数個の請求を一つに分けて争うことを望むときは、マージャーの原則の苛酷さによって、当事者は不利益を受けるべきではない。⁽¹⁰⁾ また、合同委員会は、このルールによってコラテラル・エストップルの原則の適用は、なんらの変更も受けないとを指摘している。⁽¹¹⁾

このように述べて、合同委員会は、このルールが現在の手続原則において存在する主たる欠陥を修正するがゆえに、プリーディング全体に関するルールのうちでもっとも重要なものであろうとの意見を述べている。この併合の規定によつて、おそらく別々の審理は一層少くなり、またその強制における苛酷な点の減少により、実体関係に基づかない（non-meritorious）却下（dismissal）は一層少なくなるであろう。それはまた審理との関係において、どの

請求が実際に一諸に審理されあるいは分離されるべきかについて、より賢明な判断を可能とするであろう。なぜなら、この判断は、請求が手続のプリーディングの段階で申し立てられた後に、行うことができるからである、というのが委員会の意見であった。⁽¹²⁾

(iii) 反訴についての必要的併合の不適用

合同委員会が起草したルール一〇三第一項の最初の草案によれば、訴訟の主題である取引又は事件から生じた反訴は併合しなければならないものとされた。⁽¹³⁾ この最初の草案は次のように述べていた。

〔必要的請求及び反訴 (Compulsory Claims and Counterclaims)〕

「プリーディング（訴答）は、それが送達される時点において、訴答者が相手方当事者に対して有するコモン・ローまたはエクイティ上のどの請求についても、それらが訴訟の主題である取引または事件から生じ、かつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得する」とのできない第三者の出廷を必要としないときは、請求 (claim) 又は反訴 (counterclaim) として、それら全ての請求を陳述しなければならない」。⁽¹⁴⁾

合同委員会は、このルールが、拡大された必要的併合のルールであり、最初の請求と反訴の双方に適用されるものであることを指摘している。その理由として、もし、原告が訴訟原因分割禁止原則のもとで、彼が有するすべての請求を申し立てる」とを要求されるならば、同様の状況のもとで、被告は原告に対する請求を申し立てる」とを要求されるべきであるからだとしている。さらに、委員会はこのルールが、連邦民事訴訟規則一三条(a)項の必要的反訴 (compulsory counterclaim) の規定を模範としたことを述べている。⁽¹⁵⁾

しかし、草案が最終的にミシガン最高裁判所に提出された時点では、必要的反訴は削除された。それゆえ、反訴をルール一〇三第二項に基づき提起するかどうかは訴答者の自由である。⁽¹⁶⁾

合同委員会がなぜ、最後の草案の段階において必要的反訴を採用しないことにしたのかについては、十分な説明がなされていない。しかし、これについては、ブルーム教授の次のような批判が重要であるように思われる。すなわち、反訴を必要なものとしている、提案された規則の規定は、現在の理論的展開と一致してはいるが、手続上の過失 (procedural error) によって請求を喪失するという危険を増加させる、というものである。⁽¹⁷⁾

このような批判に対しても、逆に、規則の最初の草案を支持して（すなわち、必要的反訴の規定を支持して）次のような見解が主張されている。第一に、必要的反訴の制度は、すでに連邦民事訴訟規則において十分に機能しているだけでなく、州の法典においても採用されており、馴染み深いものである。⁽¹⁸⁾ 第二に、必要的反訴についてなされる明白な反対とは、被告が、自分に対して提起された訴訟の主題と関連した、履行されるべき請求を有することを知らないであろうということである。そして、それに重要なことは、被告がそのような請求を知っているとしても、必要的反訴のルールにおけるその請求の重要性に気づかないであろうということである。これらの理由で、被告側弁護士は、まったくその請求の存在を知ることができないと。しかし、必要的反訴のルールが適用されれば、被告側弁護士が、答弁に先立ち適切な調査を行うことで、その危険を克服することができる。連邦民事訴訟規則一三条(f)項も、被告への重要な保護を規定している。その規定によれば訴答者が不注意、怠慢又は理由ある過失により反訴を提起しないとき、又は、正義が要求するとき、訴答者は裁判所の許可を得て、修正により反訴を提起することができる。こ

の規則は広く解釈され、実際、ある連邦裁判所は、任意的反訴を提起しなかつたことが、訴答者の不注意、怠慢又は理由ある過失によるものではなかつたにも拘らず、この反訴を答弁後に申し立てることを許可した。十分な主張を行えば、そのような反訴を判決後に提起することができるであろう、と。また、ある場合には、特定の反訴が原告の訴訟の取引または事件から生じ、それゆえ連邦規則における必要的反訴に該当するか否かが問題となるであろう。このような困難は、反訴の主張によつて防ぐことができ、もし、反訴を本訴請求と共に審理するのが不便宜であるときは、弁論の分離を命じることができるであろう。必要的反訴のルールは、できるだけ多数の訴訟を避けるべきであるという基本的な哲学を成し遂げる一助となる。もし、連邦規則の体系を模範として用いるとすれば、必要的反訴のルールは、この体系に不可欠なものと考えるべきである、というのである。⁽¹⁹⁾

また、別の見解によれば、もし、原告が被告に対して有する全ての請求の陳述を要求されるとすれば、被告もまた同一の取引又は事件から生じた原告に対する全ての請求の陳述を要求されるべきであり、必要的反訴を採用しなかつた裁判所の落度によつて、将来の訴訟において多くの問題が生じ、かつ新しい規則が生み出されるにいたつた目的、すなわち司法運営上の問題として、単一の取引または事件から生じた全ての請求を便宜に (conveniently) 解決するという目的を害するであろうという批判がなされた。⁽²⁰⁾

明確な規定により、訴答者が、反訴、クロス・クレーム、又は第三当事者請求を最初の訴訟に併合するか否かは、彼の自由とされる (ルール11011第二項・第三項及びルール1104)。しかし、ひとたび、彼が反訴、クロス・クレーム又は第三当事者請求を最初の訴訟に併合するならば、彼もまたルール11011第一項の適用を受ける。すなわち、訴答者は第三当事者請求を最初の訴訟に併合するならば、彼もまたルール11011第一項の適用を受ける。すなわち、訴答者

は彼がその事件に併合した請求についての主題である取引又は事件から生じた全ての請求を併合しなければならない。彼は、相手方当事者がルール11011第一項で規定されるように、不併合に対し異議を申し立てるならば彼の訴訟原因を分割できないのである。⁽²¹⁾

(2) 請求及び反訴の任意的併合

(i) ルール11011第二項

ルール11011第二項は、請求及び反訴の任意的併合について、次のように規定する。

ルール11011第一項〔任意的請求及び反訴 (Permissive Claims and Counterclaims)〕

「訴答において、訴答者は、独立した又は併合することができる。以前において、他の請求が進行され終了した後によつて、ローマン・ロード上に数個の請求を併合することができる。これらの請求は、单一の訴訟において併合される。ある請求について審理を行うことができる場合には常に、それらの一一個の請求は、单一の訴訟において併合されうる。しかし、裁判所は、当事者の相互の権利に従つてのみ救済を与えるものとする。」

(ii) 起草者の注釈

① 合同委員会の注釈

この規定を設けるにいたつた背景について、合同委員会は、次のように説明している。

請求の併合を許す現在の制定法は、相當に自由であり、当事者は、彼が被告に対して有している数だけの訴訟原因を併合できる。しかし、明確な文言によつて、訴答者は、ローマン・ロード上に数個の請求を併合することができ

ない。また、併合に関する制定法はもっぱら、訴訟原因 (*cause of action*) の併合だけを認め、訴訟 (*actions*) 自体の併合を認めないと判示する事例が存在した。アサンプシット (*assumpsit*) は、リプレヴィン (*replevin*) と併合することができないと判示され、リプレヴィンは、トレスペスと併合できないと判示された。⁽²²⁾ モン・ローとエクイティの融合と、様々な訴訟方式の廃止のゆえに、ルール11031は、共に便宜に審理することができるいかなる全ての請求についても併合を認めるであろう。この考え方は、裁判所に対して、必要な場合には併合された請求を分離し、別個の判決を言い渡す裁量を付与することによって実行することができると。

②起草委員による注釈

ミシガン一般裁判所規則については、合同委員会による注釈の他に、この委員会の委員であった Honigan 氏らによる詳細な注釈書が著されており、⁽²³⁾ これによれば、ルール1103第一項については、次のような指摘がなされている。

ルール1103第一項によれば、それぞれの請求の主題 (*subject matter*) が関連性をまったくもたない場合でも、当事者が相手方に対しても有するコモン・ローまたはエクイティ上の全ての請求の併合が、無制限に認められる。これは連邦規則一三条 (b) 項の反訴の規定及び一八条の訴状における請求の規定に倣つたものである。そのルールは、関連性のない請求を同一当事者間で申し立ててもなんらの不利益も生じえないという考えをその根拠としている。問題となるのは、審理の運営 (*trial administration*) である。すなわち、関連性のない問題によって訴訟を不適当に混乱させるか、あるいは数個の手続よりも一つの手続で全ての問題を、より迅速に処理できるかである。裁判所は、ル

ール1103第四項及び五〇五第二項により、審理上の便宜という問題を処理する権限をもつ。

請求は、論理一貫して併合される必要はない。ルール一一四第二項のグッド・フェイズ (*good faith*) の要件に服すことだけを条件として、それらの請求を選択的に申し立てができる。請求は、それを他のものと併合しても放棄されない。また、陪審裁判を受ける権利は、コモン・ロー上の請求をエクイティ上の請求と併合しても放棄されない。別個の請求は、個別の記載により、陳述される事項についての明確な表示が促進されるときは、ルール一三第一項により、個別に番号を付したカウント (*counts*)において、個別に述べられなければならない。

合同委員会の説明によれば、新規則における任意的反訴は、以前の実務において、原告に対する被告の請求がリクレーブメント (*recoupment*)、セット・オフ (*set-off*)、ネグリジョンスにおけるクロス・ビル (*cross-bill*) (*cross-declaration*) あるいはエクイティ上のクロス・ビル (*cross-bill*) の方法で処理されたのをいかに不要とするかが、十分に説明されている。被告が原告に対して有する請求であれば、コモン・ロー上のものであれエクイティ上のものであれ、定額であれ不定額であれ、また同一の取引 (事件) から生じたにしろそうでないにしろ、いずれも被告の反訴によって併合することができる。ルール一一第八項によれば、反訴は、相手方当事者の求めるリカヴァリーを減少しないし排斥させる場合もあれば、そうでない場合もある。反訴は相手方当事者が、プリーディングで求める救済の額を超過し、あるいはこれと異なる種類の救済を求めることができる。⁽²⁴⁾

(3) クロス・クレーム (共同訴訟人間請求)

(i) ルール1103第二項

⁽²²⁾ ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

一五二

ルール110三第三項は、クロス・クレイムについて、次のように定める。

〔共同当事者に対するクロス・クレイム（Cross-Claim Against Co-Party）〕

「訴答は、最初の訴訟またはそこで反訴の主題である取引または事件から生じ、または最初の訴訟の主題である財産に関連した、一当事者の共同当事者に対するどのような請求をも、クロス・クレイムとして陳述することができる。そのようなクロス・クレイムはそれが主張されている当事者が、クロス・クレイムの原告（cross-claimant）に対する訴訟において主張された請求の全部又は一部についてクロス・クレイムの原告に責任を負い、または負うであろうという主張を含むことができる。」

(ii) 意義及び要件

クロス・クレイムとは、一当事者が共同当事者（co-patty）に対して有する、コモン・ロー又はエクイティ上又は双方の請求であり、それが、最初の訴訟またはそこで反訴の主題である取引または事件から生じた場合のものをもす²⁵⁾。

ルール110三第三項では、相手方当事者（opposing parties）と共同当事者（co-parties）との区別がなされている。共同当事者間での請求がクロス・クレイムとよばれ、それは次のような請求に制限される。すなわち（a）最初の訴訟または反訴の主題である取引（事件）から生じた請求、（b）最初の訴訟の主題である財産に関連した請求、である。したがって、被告は、彼が共同被告に対して有するどのような全ての請求についても訴答する無制限な権利を有しているのではなく、前述した要件を充たす請求のみを訴答する権利を持つ。²⁶⁾

クロス・クレイムは、原告に影響を及ぼす必要がない。それは、最初の訴訟の主題である取引または事件から生ずることで十分である。それゆえ、「最初の訴訟の主題である財産に」関連したところ最後の部分によつて、受戻權喪失訴訟において被告当事者として訴えられた第一順位譲渡抵当権者は、たとえ譲渡抵当債務者の債務が、第一順位譲渡抵当権と同一の取引から生じるものではないとしてもその抵当債務者に対してその債務に関する対人判決を求めて、クロス・クレイム提起することが許されるであろう。²⁷⁾

クロス・クレイムは、それが主張される当事者からなんらの救済をも求めるものでないときは、許されない。したがつて、ある被告が他の被告と択一的な関係において併合され、最初の被告が、自らには責任がなく彼の共同被告が専ら責任を負う旨を主張しようとするときは、彼は、クロス・クレイムを利用することができない。なぜなら、彼は、それが主張された相手方から、なんらの救済も求めてはいけないからである。

ルール110三第三項は、前訴判決が、負担部分（contribution）または求償（indemnity）を求める後訴において共同被告を拘束するであろう可能性が存在する場合には、特に重要なルール110三第三項により、被告は、原告が十分厳格にその請求に関する訴訟を行なかつたために、他方の被告が前訴で勝訴し、それゆえ共同被告による後訴を免れるであろうという可能性に対し、クロス・クレイムを提起し、彼自身の証拠を提出して他方の被告に主たる責任があるか、あるいは共同責任が存在することを示すことで、防御することができる。一緒に訴えられた被告間でのクロス・クレイムの訴訟手続は、紛争の全体を最小限の手続上の段階で判断する方法を提供する。一人の被告に対する不法行為訴訟において生じるであろう様々な可能性を考察してみる。もし当事者が共同して（jointly）責任

²⁵⁾シガソ裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（一）（小松）

一五五

を負うとすれば、彼らの一方が他方に対する責任を負担部分を求めてクロス・クレームを提起することができる。なぜならば、そのルールによれば、明確に、クロス・クレームは、もしそれが提起された相手方が、最初の原告の請求の「全部または一部についてクロス・クレームの原告に対する責任を負いまたは負うであろう」ときは、許されるからである。もし、当事者の一方が従属的に (secondarily) のみ責任を負うにすぎない場合は、彼が支払わなければならぬ金額に対する求償を求めて、第一次的に責任を負う被告に対してクロス・クレームを提起することができる。

(4) 弁論の分離・一部判決

ルール110三第四項は、弁論の分離 (Separate trial) より一部判決 (Separate judgment) について規律しており、次のように規定する。

〔弁論の分離・一部判決〕

「裁判所が、ルール五〇五第二項に規定されるように弁論の分離を命じる場合は、裁判所が管轄権を有するときは、ルール五一八第二項の本文に従い、請求、反訴、またはクロス・クレームについての判決が言い渡さねばならない。そのような判決は、たとえ相手方当事者の請求〔についての訴え〕が却下されまたは別に処理されるとしても、言ふ渡されうる。」

これは、審理の運営の問題、すなわち関連性のない問題によって訴訟を不適当に混乱させるか、あるいは数個の手続よりも一つの手続で全ての問題を、より迅速に処理することができるかという問題について、裁判所が審理上の便宜という問題を処理する権限をもつゝと定めたものである。⁽²⁹⁾

(5) 請求の必要的併合に関する判例の動向

一九六三年のミシガン一般裁判所規則ではどのような請求併合に関する規定がなされているかを概観してきたが、そのような規定のうちで最も興味深いもののひとつは、他の州には存在していない、ルール110三第一項の規定する請求の必要的併合という制度であろう。我が国の民訴法第二二七条は「数個ノ請求ハ同種ノ訴訟手続ニ依ル場合ニ限りノ訴ヲ以テ之ヲ提起スルコトヲ得」と規定し、任意的併合を原則としている。このような点からも、ミシガン一般裁判所規則における請求の必要的併合というルールが実際にどのように適用され、どのような点が問題となるのかを、確認することが有益であろう。そこで、次に、ルール110三第一項についてこれまでの主要な判例を分析する」とじよって、これらの点についての考察を進めてみたい。⁽³⁰⁾

(i) Michigan National Bank v. Martin⁽³¹⁾

一九六五年、被告 Martin は、原告に対し原告に対する債務の証拠として、五万ドルと一五万ドルの一通の約束手形を発行し、交付した。副担保 (collateral security) よりして被告は、ミシガン州 Kent 県及び Benzie 県にある不動産につき、三組の別個のモーテージを設定した。それぞのモーテージ証書が、一区画の不動産、すなわち Kent 県の被告の住居、Benzie 県の被告の小別荘に関する定期賃借権及び Benzie 県のスキーリゾートを包含していた。各証書には、それが110万ドルの債務を担保する旨が述べられていた。

一九六六年、被告に対する強制破産手続が開始された。その後、被告の約束手形の不履行に基づき、原告は、三組の別個の受戻権喪失手続を開始した。最初の一組の訴訟は、それぞれ Kent 県巡回裁判所に提起され、第二の訴訟

⁽²⁸⁾ ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(小松)

は Benzie 県巡回裁判所に提起された。この後者の訴訟は、Manistee 県貯蓄銀行が、同様にそのスキー・リゾートを対象としたモーゲージに基づき、被告に対し提起した受戻権喪失手続と併合された。

Benzie 県での訴訟はトライアルに進んだがこれに対し被告は、ルール 110(1) 第一項に基づき原告が三組の全ての受戻権喪失請求を Benzie 県での訴訟と併合していない旨異議を申し立てた。この異議は拒絶され、モーゲージに関する受戻権喪失判決が登録された。

この受戻権喪失に基づく売却では、債務は完済されなかつたため、他の二つのモーゲージに関する請求が併合され、判決がもとめられた。これらの Kent 県での各訴訟において、被告は、却下の促進判決 (accelerated judgment) を求める申立を行つたが、これは、原告の請求が先の Benzie 県での訴訟の判決に吸合 (merger) われたため、遮断されるという理由に基づいていた。その申立は否定され、それらの訴訟は、トライアルのために併合された。受戻権喪失判決が併合訴訟で登録されたため、被告が控訴。控訴裁判所は、一审判決を支持して、次のように判示した。

「被告は、コモン・ロー上の訴訟原因分割禁止の原則を援用している。すなわち、訴訟原因が单一であるときは、これを分割することはできず数個の訴訟の対象とはできない、と。……」のルールは、一般裁判所規則 110(1) 第一項に取り入れられ、被告は主にこのルールに依拠している。もともと、そのルールは、訴訟原因分割禁止の原則としてではなく、請求の併合という用語で述べられている。……被告の主張は、原告が三組の全てのモーゲージに関する受戻権喪失を Benzie 県での訴訟で行わなかつたことにより一組のモーゲージに関する受戻権喪失を妨げられた。

れるとするものである。

事実審裁判所の見解は、ルール 110(1) 第一項の違反は存在しないとするものであった。Letts 判事は、次のように述べた。

『……原告が債務それ自体について単一の訴訟原因を有したことには同意するが、被告が看過している点は、Benzie 県での訴訟が承認されている債務それ自体ではなく、モーゲージの受戻権喪失に関する問題についてのものであつたことである。……当裁判所は、その判決において訴訟原因の分割はなかつたものと判示する。なぜならば、それぞれの受戻権喪失が、それ自体で一つの訴訟原因を構成すると考えられるからである。』

我々は、この見解に同意する。それぞれのモーゲージ証書が、別個のかつ区別される契約を構成したのであり、別別の執行を行うことができた。被告の負債が依然として存在する限り、Benzie 県での原告の受戻権喪失は、Kent 県での訴訟におけるその他のモーゲージに関する後続する受戻権喪失を妨げなかつた。

……」のことは、同一債務を担保する数組のモーゲージを有する担保権者が、各モーゲージの受戻権喪失を別々の訴訟で行わなければならないということではない。ある場合には、数個のモーゲージに関する受戻権喪失を一つの訴訟に併合することが便宜にかなうであろう。……しかし、ある場合にはまた必要的併合のルールを採用することにより、担保権設定者と担保権者の双方に甚だしい困難が生じるであろう。担保権の設定された数個の財産のうちの一つが、受戻権喪失により売却されるならば、主たる債務を完済するに十分な金額を提供する場合に、全財産についての受戻権喪失を要求することは、その他の財産を必要にその訴訟に関与させることにならう。同様に、担保権設定者

の履行遅滞が、同一の貸付金を明示している数通の担保付手形のうちの一つだけであるときは、必要的併合のルールによつて、担保権者は、他の手形の弁済期が到来しモーゲージの設定された全ての財産について受戻権喪失まで待つことを強制されるであろうし、あるいはそうでなければ、弁済期末到来の手形について受戻権喪失権の消滅を強いられるであろう。我々は、このように不適当な結果を強いる原則を採用できない。

さらに、請求分割禁止の原則と必要的併合の原則を支える政策は、本件での原告の行為により、なんら害されなかつた。そのような政策の一つとは、厄介な訴訟を妨げるということである。……しかし、原告が Benzie 県で受戻権喪失訴訟を開始したのは、専ら Manistee 県貯蓄銀行の同ースキー・リゾートに関する受戻権喪失訴訟に応じたものであつた。Manistee 県銀行と原告は、同一財産上の担保利益を分け合つた。リゾートに関する財産の断片的な処分により、当該財産についての原告のモーゲージの価値が減少したため、原告は Benzie 県での訴訟を開始した。原告が厄介な訴訟に携わつたと非難することはできない。」

本件は、被告が原告に対して单一の債務を負い、原告がその担保として三つのモーゲージの設定を受けた場合、それぞれのモーゲージに関する受戻権の喪失は、別個の訴訟原因を生じさせ、従つて、原告は訴訟原因分割禁止原則に違反しなかつた旨判示された。裁判所は、数個の請求の併合が要求されるとした場合に原告と被告の双方にかなりの不利益が生じる点をも指摘した。判例を支持する見解は、各モーゲージが本質的に別個の証書 (instrument) であり、それらの一つについて救済を与えることは与えないとしても、他のものに基づいて救済を与えることなんら矛盾しないという点を挙げている。⁽³²⁾

しかしながら、この事例を率直にみれば、三つのモーゲージが、「同一の取引又は事件」から生じ、従つて、ルール二〇三第一項の適用を受けるとも考へることができるであろう。このような前提に立つた場合、本件の結論が正当化されるには、前訴で被告が原告の請求不併合に対して異議を申し立てなかつたか、被告が前訴で異議を申し立てたが特別の事情により拒絶され上訴しなかつたか、異議が拒絶されたため上訴したが棄却されたかのいずれかである。⁽³³⁾

(ii) *Mango v. Plymouth Township Board of Trustees*

一九五七年、Plymouth 町が、原告の土地を商業地区から住宅地区に変更するゾーニング条例を制定したため、原告のレストランと飲酒店がこの条例と一致しない用途を構成するに至つた。原告は、これらの建物が老朽化し新築を必要としたため、一九六七年、Township Board of Trustee に対して原告の土地を商業地区に改めるとともに、新たな建築についての許可証の発行を求める職務執行令状訴訟 (mandamus action) を提起した。これは当該ゾーニング条例が原告らの土地に対して適用されるが故に不合理かつ恣意的であり、それゆえ違憲であるということを根拠としていた。同一訴状における第二のカウント (count) で、原告は、選択的に、仮にその条例が合憲であるとしても、ミシガン法及び当該条例自体が、条例に一致しない用途のための改築及び修補を認めているとして、その建物を修補し、改築することについての許可証の発給を求める職務執行令状を要求した。

審理前協議において原告は、第二のカウントを取り下げ、これについて異議は申し立てられなかつた。事件は、第一のカウントについてのみ審理され、当該条例の合憲性が認められ、原告敗訴。

一九六九年、原告は、その営業を休業させるにいたつた州厚生省の規則に対する違反を免れるため、被告に対し、

修補及び新たな備品の取付のための建築許可証を申請したが拒絶されたため、実質的に前訴で取り下げられた第一のカウントと類似した職務執行令状訴訟を提起した。これに対して、原告は前訴が本件争点につき既判事項である旨主張し、一審はこれを認容したため、原告が控訴。控訴裁判所は、これを破棄差し戻し、次のように判示した。

「既判事項 (*res judicata*) の原則の適用可能性を決定する基準は、一一〇の訴訟を支えるに重要な事実または証拠が同一であるかどうかということである。もしそうならば、既判事項の原則は後者を遮断する。……」の基準を本件に適用する場合、条例の合憲性を攻撃するのに必要な事実及び証拠は、その条例の下で原告の権利を確定するに必要なものとは異なる」とは明かである。それゆえ、既判事項の原則は後訴を遮断しなかつた。さらに被告が前訴で、第一のカウントの取下につき異議を申し立てなかつたことは、彼らが有したであろう、本件訴訟を遮断するものとしての必要的併合のルールを援用するいかなる権利をも放棄した。規則二〇三第一項……」⁽³⁵⁾

これに対しても、Danhof 裁判官は、次のような反対意見を述べている。すなわち、過半数の裁判官は、被告が第二のカウントの取下に対し異議を申し立てなかつたことは、本件訴訟に対して異議を申し立てる権利を放棄したものであると述べる。しかし、ルール二〇三は、本件には適用されないのである。前訴の訴状は、その訴答送達の時点で原告が被告に対して有したコモン・ローまたはエクイティ上の全ての請求を申し立てていたので、もはや被告がなしugarなにもものも存在しなかつた。もし、訴状送達後に、原告が任意に第一のカウントを放棄するならば、それは原告自身の判断によるものであった。原告は、前訴において本件訴訟の基礎となつてゐる事項につき訴訟追行の機会を有した。既判事項の答弁は、特別な場合を除き、裁判所が実際に当事者から、意見を形成し判決の言渡しを求められた事立証できず敗訴。⁽³⁶⁾

項だけではなく、当然に訴訟の主題に属しており、かつ当事者が合理的な努力をはらつたとすればその時点で提出することができた全ての事項に適用されるのである、と。

(iii) *Purification Systems, Inc. v. Mastan Company*

一九六六年、当時 CAC, Inc. の名称で活動していた原告は、被告が「明示の」(*express*) 口頭契約に従い総額八〇〇〇ドルの債務を負担する旨主張して訴えを提起した。原告の申し立てた契約によれば、原告が被告と第三者間での予備的なモーゲージについての合意書の発行を準備する仲介人として活動することについて被告が八〇〇〇ドルの手数料を支払う旨合意したとの主張がなされた。原告は、契約の存在を立証するため、原告が被告のすでに死亡した代理人と行った電話による会話についての証拠を提出しようとしたが、被告は、Michigan Dead Man's Act に基づき「の証言の許容性について異議を申し立てた。一審裁判所がこの異議を認容したため、原告は口頭契約の存在を立証できず敗訴。

この前訴における判決の登録に先立ち、原告は一九七〇年、第二の訴えを提起し、原告が被告とすぐにローンまたはその合意をなすことのできる商業上の借入人を被告に紹介するならば、被告は仲介人たる原告に対しそのサービスに対し一定の相当な額の手数料を支払う旨「默示に」(*impliedly*) 合意し契約したと申し立てた。

一審は、原告の後訴が前訴判決により遮断されると判示し、次のように述べた。

「本件における請求は、前訴の審理において述べられた同一の事実、事件及び事情から生じたものである。前訴の審理の基礎となつた法的視点は、原告の申立によれば明示の口頭契約であった。本件後訴において申し立てられた法

的視点は默示契約である。どちらの法的視点も訴訟原因の生じた事実または事情の点で異なる別個の請求を形づくるものではない。本件訴訟は新たな請求に基づくものではなく、もっぱら同一の請求を提起するための異なる法的視点に基づくものにすぎない」

これに対し、原告は控訴したが、控訴裁判所は、一审判決を支持して次のように述べた。

「……原告は、……ルール二〇三第一項の明確な規定を指摘する。すなわち、申立または審理前協議において併合を必要とする請求を併合しないことについて異議を申し立てないときは、必要的併合のルールを放棄したものとし、判決は現実に争われた請求以上のものを吸合しないものとする、と。我々は公正という観点から、この文言を同項の前段と調和させることが難しいことを認めざるをえない。……本件において明かなことは、当該原告と被告が唯一の関連ある当事者であるということである。また同様に、明示契約と *quantum meruit* に基づく一つの請求が同一の事件から生じたことも明かである。さらに我々の事実認定によれば、被告が申立または審理前協議において、併合を必要とする請求を併合しないことについて異議を申し立てなかつたことも明かである。我々は、最初に規則の起草者の意図についての手掛りを与える委員会の注釈を調べる」とする。……当裁判所は、この注釈を本件に適用してみた。明らかに原告は、本件において過失により (*inadvertently*) または故意に規則の前段に違反している。被告は、過失によりまたは故意に規則の後段に違反しており、また事実審裁判官は、他の関連ある規則に従わなかつた。それゆえ、問題は、それぞれの過失ある当事者の相互の責任を同等視し、判断することであるように思われる。……当裁判所は、『伝統的な』見解及びそれによる原告側の『苛酷さ』と、被告側の部分的な裁判による『厄介な』ある当裁判所は、『伝統的な』見解及びそれによる原告側の『苛酷さ』と、被告側の部分的な裁判による『厄介な』ある

いは『費用のかかる』結果とを比較衡量した。当裁判所は、選択を行わなければならない。

本件におけるように、原告の主張する請求が同一の事件から生じ、明示契約又は默示契約に基づき損害賠償を請求することができ、また原告が明示契約のみに基づいて訴訟を追行することを選ぶときは、原告が後に默示契約または *quantum meruit* に基づいて損害賠償を請求することは、レス・ジュディカータの原則により遮断されるものと判断する……」

本件は、併合を必要とする請求が前訴で併合されない場合に、併合されない請求に基づく後訴が認められるかどうかを、前訴での客観的な被告による異議申立の有無という画一的基準によってではなく、前訴で請求を併合しない原告側の帰責性と異議を申し立てない被告側の帰責性との実質的な比較衡量により決定しようとするものであり、これはバランスイング・アプローチ (*balancing approach*) と呼ばれている。しかし、この立場によれば少なくとも前訴の段階において客観的な被告の異議の有無により後訴の可否が決定され、それによって原告を苛酷な既判力の原則から救済しようとした起草者の意図は後退するようと思われる。なぜなら、この判例の立場によれば、原告側の帰責性の程度が被告側のそれよりも大きいと考えられる場合には、前訴で被告が異議を申し立てない場合でも後訴が遮断される場合を認めることになるからである。それゆえ、本判決については、裁判所がルール二〇三第一項を誤解し、後段の異議の規定を無視したものであるとの批判がなされている。⁽³⁷⁾ しかし、第一審裁判所が判示したように、前訴の審理の基礎となつた法的視点は明示の口頭契約であり、また本件後訴において申し立てられた法的視点は默示契約でありどちらの法的視点も訴訟原因の生じた事実関係の点で異なる別個の請求を形づくるものではないと考えることもで

きる。⁽³⁸⁾ つまり、本件後訴は新たな請求に基づくものではなく、もっぱら同一の請求を提起するための異なる法的視点に基づいてものにすぎないとみることもできる。そのような立場に立った場合、数個の請求の存在を前提とするルール¹¹⁰三第一項の適用はなく、したがって前訴で被告が異議を申し立てなくても、後訴が遮断されるとすることは、理論的に可能であるように思われる。本判決が採用したバランス・アプローチは、ルール¹¹⁰三第一項についてミシガン最高裁が解釈した後述の Rogers 事件において、一旦は、拒絶された。⁽³⁹⁾ それにもかかわらず、この判決は、その後のルール¹¹⁰三第一項の改正に大きな影響を与えることになった。⁽⁴⁰⁾

(iv) Continental Cas. Co. v. Enco Associates, Inc.⁽⁴¹⁾

原告 Continental は被告 Enco に対して設計者・技術者に関する職業上の責任保険証券を発行し、その墳補範囲は、被告の「過誤、不作為または過失行為」がその保険証券期間内に生じ、かつその請求 (claim) が、保険証券の定める定める期間内に最初に被保険者に対してなされる場合、としていた。この証券による墳補は、一九七〇年一月六日に終了した。

一九六七年、被告は、Sears 株式会社 (以下、Sears とする) と建築契約を締結し、車庫の傾斜路の設計を行ふ、これは、Sears によってニューヨークの White Plains に建設された。一九七〇年の中頃、この建築物に深いひび割れが生じ、修理を要することが明かとなつたので、Sears と被告との間で文書による連絡が行われた後、Sears は被告に電話で被告がこの傾斜路の修理費用を支払う責任を負う旨、連絡した。

一九七一年、被告は原告に当該事実関係を文書により通知したが、原告は、保険証券期間内に請求が行われなかつ

たので、なんらの墳補も存在しないと述べた。原告は被告に対し宣言判決を求める訴えを提起し、その争点は、一九七〇年の夏に Sears と被告とが行つた連絡が、保険証券の期間内での被告に対する「請求」を構成するかどうか、というものであった。一審は、① Sears が被告に対して行つた連絡が「請求」を構成する旨判示し、かつ②原告はもはや別の防御方法 (defense) に基づき後訴を提起するとはできない旨判示したが、原告が控訴。

控訴裁判所は、一審判決の①の部分を支持したが、②の部分を破棄し、次のように述べた。

「……上訴趣意書の表現は異なつてゐるが、最後の争点は、はたして原告が一審裁判所の判決により、そこで提出しなかつた防御方法を後訴において主張することを遮断されるかどうかである。当裁判所は、遮断されないものと判示する。」

本件では、原告が本件訴訟の対象である保険証券の下で原告に生ずる全ての防御方法を併合しないことに対してもらの異議もなされなかつた。例えば、原告の「通知の欠缺」(lack of notice) という防御方法は一審では争われなかつた。それゆえ、判決はその防禦方法 (あるいはその他の争われない防御方法) を現実に争われたものに吸合させ

⁽³⁸⁾ ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(小松)

ることとはできない。また、その判決によって原告は後訴においてその防御方法の提出を妨げられない。このような理由により、事実審裁判所の判決を破棄する。」

本件において注目される点は、一审裁判所が、後訴では、原告たる保険会社は「被告が併合の必要なことを申し立てなくとも一事実審裁判所において争われなかつた責任についてのその他の防御方法を提出することはできない」と判示したことである。しかし、控訴裁判所は、これを破棄して、本件においてもルール11011第一項の適用があるものと判示した。

しかし、この事件での控訴裁判所の判決に対しても、次のような批判がなされている。すなわち、ルール11011第一項は請求 (claims) の必要的併合に関するものであり、宣言的判決を求める訴訟において原告が通常申し立てるのは、事件が普通の形で提起された場合に主張される防御方法 (defenses) である。請求と防御方法とは、それらがそれぞれ反対の当事者によって主張される点を別としても、明かな違いがある。というのは、請求とは訴訟原因のことである（いくつかの法的視点により支持することができる）が、防御方法とは、請求を排斥する法的視点に一層類似しているからである。すなわち、いくつかの防御方法が、ある一定の請求に対応している。防御方法とは、決して別個の訴訟原因ではないのである。それゆえ、宣言的判決を求める訴訟のように、通常と逆のケースで問題が生じる場合に、それらの防御方法を訴訟原因に変えてしまうのは疑問に思われる。もし、被保険者が本件で最初に訴を提起したとしたら、保険会社がある防御方法を提出したが敗訴判決を受けた後、原告が被告に全ての防御方法の提出を要求しなかつた」とを理由としてその問題を異なる防御方法に基づき再び争うようなことは、明かに許されなかつたであ

らう、⁽⁴²⁾
と。

また、他方では、事実審裁判所が本件において行つた取り扱いは、普通ではなかつた。問題となる判決の範囲——特に前訴で争われなかつた事項について——は、後訴で考察されるのが普通であり、前訴においてではないからである。⁽⁴³⁾

(v) *Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Association of Grosse Pointe Woods*

一九七一年に、原告 Rogers は、Tibolla が火災後の原告の家屋を修築するところの合意にての担保として、その家屋を Tibolla に譲渡した。その譲渡自体が、全修築費用一七一〇〇ドルにての五五〇〇ドルの頭金 (down payment) の支払いを目的としていた。残りの修築費用は、原告が買戻しを約した土地契約 (land contract) に基いて支払うことになつた。その土地契約によれば、Tibolla は当該財産をモーゲージに供する権利を有した。同年九月、Tibolla は被告 Colonial に対し、その財産をモーゲージに供するところを認め、当該財産の担保利益及び personal note を提供し、被告から一五〇〇〇ドルを受領した。

同年末、原告は Tibolla に対する最初の訴訟を提起し、Tibolla が修築契約に違反し、詐欺を行い、古い材料を使用した旨等を申し立てた。原告は訴えを変更して、Colonial を当事者として併合し、Tibolla と Colonial との間のモーゲージの取消を求めた。Colonial は自らが不法行為の当事者であることを否認し、審理前協議において原告側弁護士は、被告 Colonial に関する請求につき不利益を伴なうディスマッサル (dismissal with prejudice) と同意した。同時に、被告 Tibolla に対する欠席判決が下され、原告の請求全額が認容された（しかし、Tibolla はその管轄権を去つたため、その判決は不満足なものとなつた）。

シンガポール裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(小松)

その後、原告は Colonial に対して本件の第一の訴えを提起し、モーゲージの取消を求めたが、これは、連邦上の Truth-in-Lending 法により原告は取消権を有するとするものであった。被告は、レス・ジュディカータ（既判事項）と救済方法の選択に基づき促進判決を申し立て、一審及び控訴審ともこれを支持したため、原告が上告。ミシガン州最高裁判所は、原審を破棄差し戻して、次のように判示した。

「………本件は、ルール二〇三第一項の適用を受け、またそのルールの後段で述べられている異議がなされなかつた。………このルールの前段は、ミシガン州において長く適用されていた訴訟原因の分割禁止という裁判上の法準則を成文化したものである。その裁判上の法準則の基礎は、レス・ジュディカータの原則と同一の一般的な政策的考慮に基づいており、この裁判上の法準則が、レス・ジュディカータを包摂したは緩和するよう本件に適用されなければならない。

本件をルール二〇三第一項に基づき審理するにあたり、当裁判所が判断しなければならない点は、後段の放棄の規定の効果である。………当裁判所は、このルールの解釈と適用が、Malsev 事件では、Kavanagh 主席裁判官により、論理的方法のみによつて行われたものと考える。⁽⁴⁵⁾ ……その明かな効果とは、被告が異議を放棄すれば、後訴において放棄された防御方法の主張を妨げられるということである。

Ryan 裁判官が本件の解釈において述べた見解によれば、ルール二〇三第一項の範囲は、「マージャー」（吸合）という専門用語の範囲内にある事件に限定されるであろう。これは、このルールが「バー」（阻止）について言及せずに「マージャー」だけを明記していることに基づいている。その解釈によれば、もし原告が前訴において勝訴

し、その間に被告が原告の不併合に対し異議を申し立てなかつたときは、ルール二〇三第一項により後訴の提起が許されるであろう。なぜならばマージャーの防御方法は放棄されたからである。しかし、本件のように原告が前訴で敗訴するならば、Ryan 裁判官の解釈によれば、ルール二〇三第一項は、被告が同様に異議を申し立てないにも拘らず適用されないのである。このような矛盾した結果が生じるのは実際上は両者の訴訟がほとんど同一であるにも拘らず、………被告がマージャーの防御方法の主張を放棄することはできるが、バーの防御方法の主張は放棄できないといふことに基づく。当裁判所は、次のような幾つかの理由によりこのような規則の解釈に同意することができない。………第二に、マージャーとバーの概念が、その専門用語上の区別にも拘らず、ほとんど同一であることがあげられる。実際、マージャーとバーという用語はしばしば交換可能なように使用され、同一の意味を示している。………第三に、マージャーが専門用語上の意味をもつとしても、マージャーと述べている「一項後段後節の」文言が、それに先行する部分「後段前節の内容」を決定するとは考えない。前節は次のように述べる。『………異議の申し立てがなされないときは、必要的併合のルールは放棄されるものとし』と。この節は明らかに原告の勝訴敗訴に拘らず全ての併合を放棄している。それゆえ、マージャーとバーとの間の専門用語上の区別はまったく意味をもたない。当裁判所は、この節が絶対的かつ決定的なものと考える。後節は次のように述べる。『………判決は現実に争われた請求以上のものを吸合（merge）しない』と。当裁判所は、後節の文言が前節の文言に従属するものと考え、後節の merge という用語は、より一般的な意味で使用されているものと判示する。併合のルールの放棄には、当然にバーの防御方法の放棄が含まれる。

さらに、おそらくもつとも重要な意味をもつと思われることは、ルール二〇三第一項の放棄の規定がもっぱらマージャーに適用されバーに適用されないとすることは、放棄の規定がもつ主たる目的からみた場合、意味をなさないということである。その目的とは、被告が、申立により前訴において原告の不併合に対し異議を主張するようになさせ、原告が前訴において不併合についての瑕疵を修正することができるようになることである。この時点では、原告の勝訴・敗訴を知ることはできないであろう。

当規則が前訴での主張を要求することにおいて意図した明らかに有益な効果とは、このような訴訟の領域に公正と確実性とを導こうとするることである。例えば、原告が最初に全ての請求を併合せず、かつ被告がこれに対してなんらの異議も申し立てないときは、原告が、後に前訴で現実に争われなかつた事項について訴えを提起できることが、両当事者に対して明確に予告される。反対に、原告が全ての請求を併合せず、かつ被告が異議を申し立てるときは、両当事者は、原告が訴えを変更してそれらの請求を併合しないで、再び後訴を提起することは妨げられることを知る。それゆえ、委員会及び起草者の注釈が述べるように、併合ルールの不公正あるいは苛酷な結果の緩和は、その問題を前訴において提出しそこで不併合という瑕疵を治癒することができるようにしてなされる。

もし、放棄の規定の適用が、かつて争われかつ専門用語上の定義であるマージャーの範囲内に該当する事件のみについてなされるならば、原告の勝訴が確定されるまでなんらの確実性も存在しないことは明かであろう。すなわち、前訴で規則が実現しようとしたまさにその確実性が挫折させられるであろう。この規則は、前訴の段階での公正と確実性を実現しようとして起草されたものであり、前訴の終局判決に至るまでその問題を不確実なものとしておくよきなかつた原告を保護することの方が、より論理的であるようと思われる。」

ルール二〇三第一項は、原告が前訴で併合を必要とする請求を併合しない場合に、被告がその不併合に対し異議を申し立てないときは、「現実に争われた請求以上のものを『吸合』(merge)しない」判決をもたらすと規定する。一般に、吸合(merge)とは前訴での原告勝訴判決の効力を意味し、これに対して、阻止(bar)とは前訴での被告勝訴判決の効果を意味するものとして使用される。二〇三第一項では、吸合という用語が使用されているため、この規則はもっぱら前訴判決が原告勝訴判決である場合にのみ適用されるとの意味をもつことができる。このような解釈によれば、前訴で原告勝訴判決が下されるときは、ルール二〇三第一項の適用があり、したがつて前訴での被告の異議申立の有無により後訴の可否についての決定がなされる。しかし、前訴で被告勝訴判決が下されるならば、この規則の適用がなく、前訴での被告の異議申立の有無に拘らず後訴が遮断されることになる。本判決における Ryan 裁判官の反対意見は、このような主張に基づいていた。⁽⁴⁶⁾ 多数意見は、前訴での勝訴・敗訴によりマージャーとバーとを区別することに同意したが、規則の目的を論ずるとともに、「merge」という用語は広い意味で使用されバーという

効果をも含む)とともにあらと、いふ事実を論じた。そして、ルール110(1)第一項は、前訴で原告が勝訴するか敗訴するかに拘らず適用され、前訴での被告の異議申立ての有無によって画一的に後訴の可否が決定されると判示した。

こののような多数意見の立場に対しても、それがあまりにも安易にマージャーとバーの区別を、原告の前訴における勝訴・敗訴という単純な相違に求めてしまつたという批判がなされてゐる。バーの原則の一般的な目的とは、矛盾した裁判を妨げるところとある。原告が一度その事件で弁論し敗訴するならばからに訴を提起してその結果を変更しようとすることは許されるべきではない。他方において、マージャーとは訴訟経済の原則(principle of economy)に基づいている。すなわち、原告が前訴で勝訴したとしても(ルール110(1)第一項後段の範例外で)一度に争うべきであつたものを一度争うことには許されるべきではない。これらは基本原則を心に留めるならば、バーではなくマージャーがこの事件に関係したことは明らかである。被告 Colonial が詐欺に加担したとさう申立てに基づいた原告の第一の請求についてのディスクミサルは、Truth-in-Lending 法の違反に基づいたヤーダージの取消とは全く矛盾するものではない。しかし、双方の請求を同一の訴訟で提起しないルール110(1)第一項の示す訴訟経済の問題が生じる。このように、ルール110(1)第一項の規定の文言は拡張解釈せずに適用することが求められる。(47)

(1) 一九六三年のミシガン一般裁判所規則における請求の必要的併合について、拙稿「ミシガン州における請求の必要的併合」早稲田大学法研論集三六号(昭60)一四七頁。

(2) わが国における判決効に関する最近の学説・判例の展開には、興味深いものがある。学説では、判決効の範囲を、手続過程における行為責任としての提出責任により確定しようとする見解が主張されている。水谷暢「後訴における審理拒否」民事訴訟二六号〔昭五五〕五九頁、井上治典「判決効による遮断」〔れから〕の民事訴訟法〔昭五九〕二一七頁。判例では、前

訴と訴訟物を異にする後訴の提起が訴訟上の信義則に反し許されないとする方向を打ち出した昭五一年九月三〇日の最高裁判決(民集三〇巻八号七九九頁)が注目され、その後、同旨の判例が相つゝである。筆者は、これらの学説・判例における最近の傾向と本稿で取り扱うテーマとが密接な関係を有するものと考えてゐる。

(3) この規則を起草した合同委員会は、ルール110(1)が、連邦民事訴訟規則第一三一条と第一八条をその模範としたことを指摘

→²⁸ See, Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision, 38 MICHIGAN STATE BAR JOURNAL 7, at 70 (1959)

(4) 「吸合」(merger) とは、「一般に前訴やの原告勝訴判決の効力を意味」、これに対して「阻止」(bar) とは被告勝訴判決の効力を意味するとして使用される。RESTATEMENT (SECOND) OF JUDGMENTS, § 17. Comment a and b (1982)

(5) Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision, 38 Mich. STATE BAR JOURNAL 7, at 70 (1959)

(6) Ibid.

(7) Ibid.

(8) Id., at 10

(9) Ibid.

(10) Id., at 10

(11) Ibid.

(12) Id., at 10

(13) J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed.1962) 479. アメリカの民事訴訟における必要的反訴(compulsory counterclaim) については、上野泰男「反訴の強制による訴訟の单一化—アメリカにおける必要的反訴について—」法學雑誌一九卷11号〔昭四七〕107頁。

(14) Supra note (5), at 69

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(小松)

- (15) *Id.*, at 70 ; J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed. 1962) 479
- (16) J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note (15), at 479
- (17) Blume, *The Scope of a Cause of Action—Elimination of the Splitting Trap*, 38 MICH. STATE BAR JOURNAL 10, at 13 (1959)
- (18) Meisenholder, *The New Michigan Pre-Trial Rules—Models for Other States?*, 61 MICH. L. REV. 1405 (1963)
- (19) *Ibid.*
- (20) Comment, *Joiner of Parties and Claims under the Michigan General Court Rules of 1963*, 8 WAYNE L. REV. 512, at 515 (1962)
- (21) 一判の訴訟の上に複数の訴訟が提起され、それが訴訟原因を分離するかしないかは訴訟者の自由である。しかし、反訴が提起される場合は、それは訴訟原因を分離するかしないかが第一項の意味での「請求」に該当する。相手方当事者が不併合に対し異議を申し立てた場合は、訴訟原因のすべてを併合しなければならない。See, J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed. 1962) 476, 479. ベール 110 第一項が「第三 party complaint (第三当事者訴答) 及び counterclaim (反訴) と共に請求を命ぜる。被請求者の訴訟や訴訟代理人が提出した救済の請求やある。彼がそれらの請求を、訴訟に包含された他の訴訟と並んで訴訟をめぐらす場合に限りは、単一の規則が適用される問題である」。See, *Ibid.*, at 476.
- (22) *Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision*, 38 MICH. STATE BAR JOURNAL 70,71 (1959); assumpsit や債権譲り受け訴訟、 replevin や動産占有回復訴訟、 trespass や侵入訴訟等も該当する。「訴訟方式」 (forms of action) に関する田中英夫「英米法総説・上」 [昭和五] や *同上* を参照。
- (23) J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed. 1962) 479,480.
- (24) *Id.*, at 480
- (25) Comment, *Joiner of Parties and Claims under the Michigan General Court of 1963*, 8 WAYNE L. REV. 515 (1962). 以下に該当する論文を参照されよ。
- (26) *Ibid.*
- (27) *Id.*, at 516
- (28) *Ibid.*
- (29) J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed. 1962) 479
- (30) ベール 110 第一項の結果の必要的併合は、被告が異議を申し立てたときに原告が拒絶したのは、ヤーゲルの対象とならなかった土地がやれど別の場所に屬してある、かくやのつての 1 つの土地といふ。他の原告による受取権喪失手続が開始されたため、原告がその手続を開始せざるを得なかつたから特別の事情によるものと想われる。このよつた状況のみでなく、併合する二つの原告側の帰責性の程度は弱く、従つて、不併合に対するナルトヘを負わざる事態もあつたのである。See, J. MARTIN (et al.), MICHIGAN COURT RULES PRACTICE (3d. ed. 1985) 29
- (31) 33 Mich. App. 458, 172 N. W. 2d 920 (1969)
- (32) J. HONIGMAN & J. MARTIN, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed., Pocket Part, 1982) 267
- (33) 本件がベール 110 第一項の適用範囲内にあつたが、被告が異議を申し立てたときに原告が拒絶したのは、ヤーゲルの対象とならなかった土地がやれど別の場所に屬してある、かくやのつての 1 つの土地といふ。他の原告による受取権喪失手続が開始されたため、原告がその手続を開始せざるを得なかつたから特別の事情によるものと想われる。このよつた状況のみでなく、併合する二つの原告側の帰責性の程度は弱く、従つて、不併合に対するナルトヘを負わざる事態もあつたのである。See, J. MARTIN (et al.), MICHIGAN COURT RULES PRACTICE (3d. ed. 1985) 29
- (34) 33 Mich. App. 715, 190 N. W. 2d 285 (1971)
- “シガノ裁判所規則は必ずしも請求併合の申請書類の交換(1)(小松)

- “シガノ裁判所規則における請求併合と被訴者併合の交換(1)(小説)
- (35) 190 N.W. 2d 285, at 287 (1971)
- (36) 40 Mich. App. 308, 198 N. W. 2d 807 (1972)
- (37) *Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Association of Grosse Pointe Woods : Michigan General Court Rule 203. I and Waiver of Res Judicata Defenses*, Det. Coll. L. Rev. 807, at 813 (1979); Needham, G. C. R. 203.
- 1.: *A Splitting Headache*, 57 MICH. STATE BAR JOURNAL 842, at 843(1978)
- (38) 198 N. W. 2d 807, at 808 (1972)
- (39) *Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Association of Grosse Pointe Woods*, 405 Mich. 609, 275 N. W. 2d 499, at 504, n. 6 (1979). ジュニヤー・ミシガン州最高裁は、Purification 事件判決は趣旨、次の如く述べた。「……控訴裁判所の他の船が、ルール110第1項の放棄の規定は、前掲判決の如きに該当する。控訴裁判所は、後訴において証明されたる如き事実が前訴において争われたものと同一であつたと認定したので、事実審裁判所がノバ・ショットカータに基づいて行つた判示を支持した。裁判所は、もとよりルール110第1項は、にてて論じ、被告がそのルールに基いて異議を申し立てなかつたため注目した。明白な意見はもとより、その船はそのルールの適用にててバランシング・アプローチを採用した。当裁判所は、ノバ・ショットカータによるルール110第1項の双方にてて Purification system 事件で控訴裁判所が行つた認定とは見解を異にしておらず、この結果やの判例は無効とされねど……」⁴⁰
- (40) 一九七八年に公表されたルール110第1項にてての修正案は、ジエラードの評例の立場に従ふ、後段の放棄の規定の削除を提案しドーソン。See, Dean, *A Review of the Proposed Michigan Court Rules*, 57 MICH. STATE BAR JOURNAL 132 (1978)
- (41) 66 Mich. App. 46, 238 N. W. 2d 198(1975)
- (42) J. HONIGMAN & J. MARTIN, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d ed., Pocket Part, 1982) 268
- (43) *Ibid.*, at 269
- (44) 405 Mich. 609, 275 N. W. 2d 499 (1979)
- (45) *Malesev v. Garavaglia*, 12 Mich. App. 282, 162 N.W. 2d 844(1968). ジュニヤーは、前掲判決「シガノ裁判所における請求の必要的並び」160頁にてて参考。
- (46) 275 N. W. 2d 499, at 507 (1979). また、注江が、ノバ・ショットカータにてて論じたとある。ルール110第1項の放棄の規定は、被告が原告の有する他の請求を知つており、かつての所へた認定と認められ、異議を申立てなかつたとある証拠が存在する場合のみ適用されぬとする立場があつた。See, Wasinger, *Civil Procedure*, 26 WAYNE L. REV. 433, at 435(1980)
- (47) J. HONIGMAN & J. MARTIN, *supra* note (42), at 267